

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書

①生活保護（生業扶助）受給世帯 ・ ②非課税世帯 ・ ③家計急変世帯

※ 上記①～③について、該当する世帯区分に○を付けてください。

(①～③の全世帯) 以下の太枠内の①～⑤について、記入してください。

①次の5項目を確認の上、全ての口にレ印を記入してください。

<input type="checkbox"/>	本申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
<input type="checkbox"/>	本申請書に虚偽の記載があった場合は、埼玉県の求めに従いその全額を即時返還します。
<input type="checkbox"/>	私（申請者）は、埼玉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っておりません。
<input type="checkbox"/>	本申請の対象となる生徒（高校生等）は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。
<input type="checkbox"/>	私（申請者）は、基準日時点で、埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第3条に規定する支給対象世帯に該当するため、同要綱第5条の規定に基づき申請します。 ※ 本制度の「基準日」は、原則として、早期給付申請は当該年度の4月1日、一般申請は当該年度の7月1日をそれぞれ指します。

②申請者（保護者等）の情報について、必要事項を記入してください。

申請者住所等 (保護者等)	〒	ふりがな	
		申請者氏名 (保護者等)	
	〒(自宅) - - 〒(携帯) - - ※ 連絡が取れる電話番号を記入してください。	対象生徒 (高校生等) との関係	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人（里親） <input type="checkbox"/> 未成年後見人（里親以外） <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 対象生徒本人 <input type="checkbox"/> その他【 】

③今年度の新1年生対象の早期給付申請について、該当する口にレ印を記入してください。

今年度、奨学のための給付金の早期給付を	<input type="checkbox"/>	申請しています（本県以外に申請した場合も含む）。
	<input type="checkbox"/>	申請していません（申請したが、不支給となった場合も含む）。

④申請対象となる生徒（高校生等）の情報について、必要事項を記入してください。

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日	
氏名			平成 年 月 日	
在学する 学校の名称	学校名：私立 大宮開成高等学校		課程： <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input checked="" type="checkbox"/> 通信制・専攻科以外	
	在学期間：	年 月 日～ 年 月 日	休学期間 (休学許可を受けている場合) 年 月 日～ 年 月 日	
過去に在学 していた高 等学校等 (卒業・退 学・転学等 の経歴があ る方のみ記 入)	ふりがな	年 月 日から	学校の種類・課程 【例：高等学校・全日制】	左記学校で給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明
	学校名	年 月 日まで		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	ふりがな	年 月 日から	学校の種類・課程 【例：高等学校・全日制】	左記学校で給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明
	学校名	年 月 日まで		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

⑤次の2項目を確認の上、全ての口にレ印を記入してください。

<input type="checkbox"/>	対象生徒は基準日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有しています。 ※ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の受給資格を有している場合も上記に該当します。
<input type="checkbox"/>	今年度、対象生徒分の申請を行い給付金を受給しても、受給上限回数を超えません。 ※ 受給上限回数は、全日制の高等学校等に通う高校生等は通算3回、定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等は通算4回、高等学校等専攻科に通う高校生等は通算2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）です。

※ 申請書は裏面もあります。裏面も忘れずに記入してください。